

小田原市子ども・子育て支援事業計画の改正について

1 改正の背景

市では、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消や地域での子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成27年3月に「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業計画に基づいて各事業を実施してきました。しかしながら、策定時からの状況の変化により、当初計画に記載した教育・保育の需給計画の値から乖離が生じていることから、現状を踏まえたより実効性のある計画にするに当たり、今後2か年における「確保の内容」について修正を行う必要があるため、改正するものです。

2 主な改正箇所

第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

(1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

各表〔需給計画〕(①全市、②川西北部、③川東北部、④川西南部及び⑤川東南部)

各表に記載された「確保内容」について、現状を踏まえた上で、計画上の「量の見込み」に対応するべく、平成30年度、平成31年度の2か年の推計値を改めるもの。

3 スケジュール（案）

平成29年	8月22日	小田原市子ども・子育て会議で見直しに係る考え方を提示
	11月15日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
	～12月20日	
平成30年	1月下旬～2月	小田原市子ども・子育て会議で最終案の提示
	3月末	小田原市子ども・子育て支援事業計画の改正

4 小田原市子ども・子育て支援事業計画改正案 新旧対照表

別添のとおり